

# 序章 本計画見直しの目的と構成

## 1. 本計画見直しの目的

登米市では、平成 17 年度に「登米市住宅マスタープラン等計画」および「市営住宅ストック総合活用計画」を、平成 21 年度に「登米市公営住宅長寿命化計画」を策定（平成 26 年度改定）し、総合的かつ長期的な観点から住宅施策を推進している。しかし、現行計画の策定から 10 年が経過し、その間に、わが国では、少子・高齢化社会への移行や東日本大震災による甚大な被害、「住生活基本法」の施行など住宅政策を取り巻く環境は転換期を迎えている。登米市においても、人口減少・超高齢化や中心市街地の空洞化が進んでおり、住宅政策も新たな方向を目指していく必要が生じている。

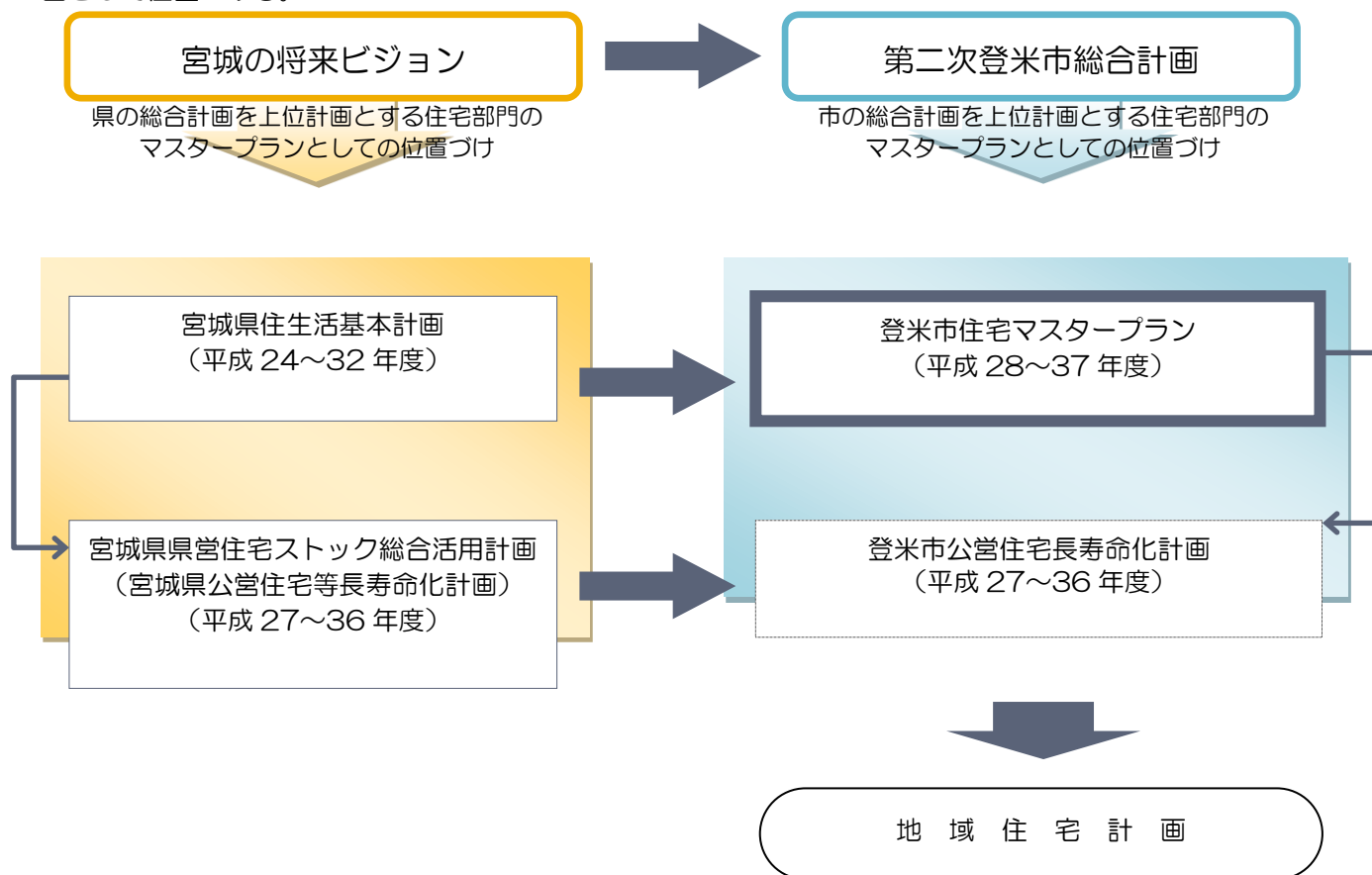
また、今年度には登米市の最上位計画である「第二次登米市総合計画」が策定され、県においても平成 19 年度に住宅施策の上位計画である「宮城県住生活基本計画」が策定されるなど、これらの上位計画との整合を図る必要が生じた。

このため、現行計画を踏まえ、時代の要請や市民ニーズに応じた住宅政策の体系的・総合的な推進をめざし、近年の住宅政策の動向および登米市の地域特性や住宅事情、施策推進のための戦略計画等について検討し、登米市における住宅施策の指針となる「登米市住宅マスタープラン」を見直し、今後の住宅施策に反映させていくこととする。

## 2. 本計画の位置づけ

「登米市住宅マスタープラン」は、第二次登米市総合計画を上位計画とする住宅部門のマスタープランとしての位置づけを持つ。

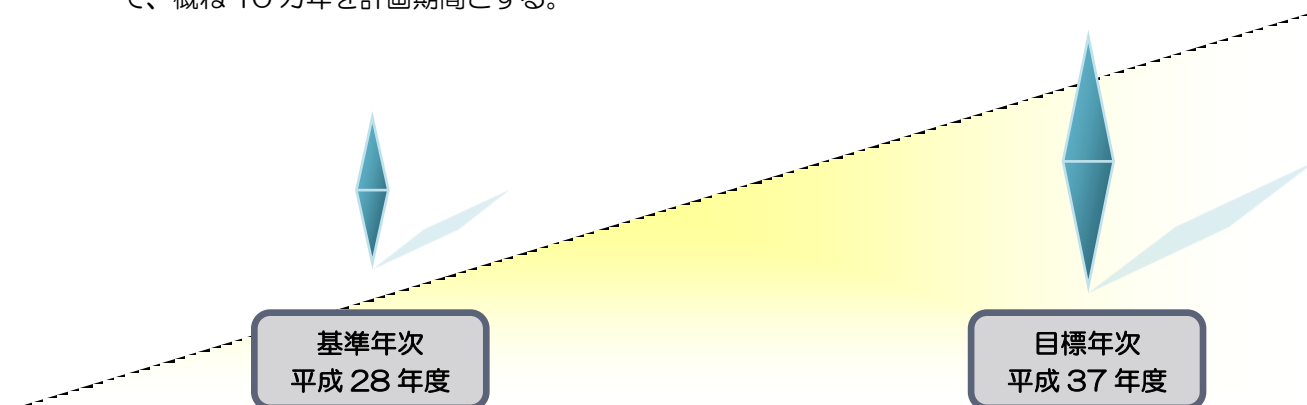
公共住宅ストックに関する計画については、長寿命化計画を住宅マスタープランの一部として位置づけ、整合性を図りながら検討する。これらをもって地域住宅計画の案とし、登米市における住宅施策の基礎となる計画として位置づける。



本計画の位置づけ

### 3. 計画期間

本計画は、第二次登米市総合計画との整合を図り、基準年次を平成 28 年度、目標年次を平成 37 年度として、概ね 10 力年を計画期間とする。



本計画の計画年次

### 4. 計画対象地

計画対象地は、登米市の全域とする。

